

令和 3 年 第 10 回

色麻町農業委員会総会議事録

令和3年10月25日（月）

色麻町農業委員会議事録

令和3年10月25日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

議席	担当	氏名
1	農政	高橋 たえ子
2	農地	堀籠 慶浩
3	農地	鎌田 一宣
4	農政	早坂 勝一
5	農政	渡邊 義彦
6	農政	齋條 仁美
7	農地	菅原 敏臣
8	農地	阿部 きよ子
9	農地	大泉 貞行
10	農政	早坂 成弘
11	農政	畑中 長悦
12		堀籠 勝恵

・出席委員 12名 ・欠席委員 0名

・会議録書記 遠藤 由美 ・ 事務局長 高橋 康起

議決事項 第24号議案 農地法第5条の規定による許可申請の意思決定について
第25号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定について

議長 皆様、大変ご苦勞様です。
定刻でございますので、只今から始めたいと思います。
本日の出席委員は12名でございます。
定足数に達しておりますので、第10回色麻町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
【異議なしの声あり】

議長 それでは、11番畑中長悦委員、1番高橋たえ子委員を指名いたします。

議長 議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。
・・・省略・・・

議長 それでは議事に入ります。
第24号議案、農地法第5条の規定による許可申請の意思決定についてを議題と致します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 第24号議案 農地法（昭和27年法律第229号）第5条の規定による許可申請の意見決定について。
上記について、下記のとおり宮城県知事あての許可申請を受け付けたので、意見を付して進達するため審議されたい。
記書きについては、省略させていただきます。

議長 番号12番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号12番 譲渡人 ○○さん、譲受人 ○○さん、申請地 四竈字北谷地○ー○、地目 田、地積 12㎡、申請内容につきましては、通路設置のための転用でございます。
転用目的については、近隣の所有地への歩行用通路として使用するとともに、自宅への水道引込管を隣地を借用して埋設していたが、その隣地に住宅が建築されるにあたり移設の必要が生じたことから、当該申請地に水道管を埋設するものです。
申請地は、公共施設、学校施設及び病院が近く、又、上下水設備も整っていることから第3種農地と判断しております。

審議資料として、位置図、公図、配置図を配布しておりますのでご参照願います。

議長 内容の説明が終わりました。

議長 現地調査の報告を9番 大泉 貞行 委員よりお願いします。

大泉委員 それでは、番号9番について、現地確認の報告をいたします。
農地法第5条の規定による、現地調査票に基づき報告いたします。
去る、10月11日、担当委員 鎌田 一宣 委員、齋 條 仁 美 委員、それに私と、堀籠会長、高橋事務局長の5名で現地確認を行いました。
申請地の内容は、先ほど事務局が申し上げたとおりでございます。
確認事項といたしましては、農振農用地区域外であります。
無断転用無し。
土地改良区との関係なし。
用排水・被害防除についても問題ありませんでした。
私たちは何ら問題ないと見てまいりました。委員各位のご審議をよろしく願い申し上げ報告いたします。

議長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。

畑中長悦委員 85番地に行く通路とするだけではないのですか。

事務局長 はい。5月総会で転用についてご審議いただいた方の家を建てるに当たって、地下を水道管が通っていることが判明し移設の必要性が生じたようです。この家を建てる方は、土地の別な部分を通して構わないとのことでしたが、〇〇さん自身が今後何かあったら困るので、土地を譲り受けて通路を設け、その下に水道管を通すということになります。

議長 他にありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号12番については、可と決しました。

議長 第25号議案、農用地利用集積計画（案）の意見決定についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 第25号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定について。
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。
記書きについては、省略させていただきます。

議長 番号52番は、〇〇委員に関する議事でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、議事の審議終了まで退席していただきます。

【鎌田委員退席後】

議長 番号52番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号52番、権利の種類 売買、移転をする者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 寺田^{もりひこ}守彦さん、移転を受ける者 〇〇さん、設定をする土地の所在 大字新上本町〇-〇 外6筆、地目 田、地積 16, 261 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。

先月の総会でご可決いただきましたみやぎ農業振興公社の農地売買等事業を活用した〇〇さんから公社への売買の登記が完了しましたので、公社から〇〇さんへの売り渡しを行うものです。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号52番は可と決しました。

【鎌田委員着席後】

議長 お諮りいたします。

番号53番と番号54番は、賃貸借の設定をする者が夫婦であり、設定を受ける者が同一であることから一括審議とし、採決は各番号ごとに行いたいと思いますが、これにご意義ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしですので、一括して審議を行います。

議長 番号53番、番号54番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号53番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字新地蔵堂○ー○ 外2筆、地目 田、地積 8, 541㎡、適要につきましては記載のとおりで、1筆は再設定、その他2筆におきましては、農地を購入する際に五反歩要件を満たす必要があり、令和元年11月に解約した農地につきまして、再度、新規に設定するものでございます。

番号54番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 黒沢字新新田○ー○、地目 田、地積 1, 754㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である○○さんと新規分も含めて利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。

議長 採決に入ります。番号53番についてご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号53番は可と決しました。

議長 続きまして、番号54番についてご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号54番は可と決しました。

本日附議されました案件につきましては、以上であります。

第10回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前10時16分

閉会時刻：午前10時31分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和3年10月25日

議長（会長） 堀籠勝恵 ⑩

署名委員 畑中長悦 ⑩

署名委員 高橋たえ子 ⑩